

宮城県防災会議幹事会議録

平成24年5月22日作成

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成24年4月25日(水) 午後2時から午後3時
- 3 開催場所 パレス宮城野 2階はぎの間 仙台市青葉区上杉3-3-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者2名》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会 (危機対策課：千葉章 副参事兼課長補佐 (総括担当))
 - (2) あいさつ (知事代理：上仮屋尚 総務部長)
 - (3) 議 題 (議長：上仮屋尚 総務部長)
 - ① 宮城県地域防災計画(震災対策編)・(風水害等災害対策編)の見直しについて
 - ② 宮城県防災会議地震対策等専門部会の設置について
①②については関連項目のため
資料1：地域防災計画修正等スケジュール
資料2：宮城県地域防災計画の見直しについて
資料3：地震対策等専門部会の設置について
に基づき一括して説明(説明者：佐藤宣行 危機対策課長)
 - ③ 宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しについて
 - ④ 宮城県防災会議原子力防災部会の設置について
③④については関連項目のため
資料4：宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正等について
資料5：宮城県防災会議原子力防災部会要綱
に基づき一括して説明(説明者：高橋剛 原子力安全対策課長)
 - ⑤ その他
資料6：「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」の発行について
に基づき説明(説明者：佐藤宣行 危機対策課長)
 - (4) その他
 - (5) 閉 会 (危機対策課：千葉章 副参事兼課長補佐 (総括担当))

1 開会【司会】（千葉危機対策課副参事兼課長補佐）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ただ今より「宮城県防災会議幹事会議」を開催させていただきます。

本幹事会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。本日は2名の方が傍聴しておりますことを申し添えます。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理としまして、上仮屋宮城県総務部長よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（知事代理：上仮屋総務部長）

本日は皆様、ご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本来、会長であります村井知事が出席させていただき挨拶すべきところでございますが、所用がございまして私が代わりに預かってまいりましたあいさつを代読させていただくことで、ご了承賜りたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、読み上げます。

幹事の皆様には、ご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、昨年発生いたしました東日本大震災の際には、関係機関の皆様には多大なるご尽力を賜りました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

県といたしましても、一日も早い復旧・復興に向けまして、県政の停滞を招くことのないよう、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでまいりますので、関係機関の皆様方のご協力を引き続き賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、震災が発生する前まで、県におきましては、今後30年以内に99%の確率で発生するといわれておりました宮城県沖地震を想定し、各種の防災対策を推進してまいりました。

しかしながら、昨年3月11日想定を遙かに超える規模の地震・津波が発生し、県内では死者・行方不明者が約1万1千人、家屋の全半壊が約23万戸もの被害が発生するなど、自然災害の恐ろしさにつきまして認識を新たにさせられたところでございます。

こうした中で、国におきましては、ご案内のとおり今般の震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、それから最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを反映させまして、防災に関する総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」を昨年12月に修正をしまして、今後も継続的に修正を行うというふうにされているところでございます。

県といたしましても、今回の震災の原因や被害を検証し、ハード・ソフト両面の対策をさらに講じることによりまして、同等の災害が起こっても人命が失われることのない、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを復興計画の第一の理念に据えまして、目指すこととしておりますことなどから、今般、地域防災計画の見直しを図ることとしたいと考えております。

具体的には、国の動向や震災における反省と教訓等を参考としながら、地域防災計画の「震災対策編」及び「風水害等災害対策編」を見直すとともに、「原子力災害対策編」につきましても国の原子力安全対策の動向を踏まえて見直すこととしたいと考えておまして、本日、この会議におきましては、その方向性やスケジュールについての案をお示しさせていただき、幹事の皆様からご意見を賜りたいというふうに考えているところでございます。

県民の皆様が安全・安心に暮らしていくためには、お集まりをいただいております皆様関係機関や我々がより緊密な連携を構築し、万全の体制で対策に取り組んで行くことが大変重要でございます。本日の会議への皆様からの忌たんのないご意見をお願い申し上げまして、簡単で

はございますが、あいさつとさせていただきます。

—以下議事—

3 議題

【司会】（千葉危機対策課副参事兼課長補佐）

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

（次第に記載の資料一覧から説明）

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、上仮屋総務部長に議長をお願いしたいと思います。御異議はございませんか。

<異議無し>

それでは、上仮屋総務部長よろしくをお願いします。

【議長】（上仮屋総務部長）

それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。

まず最初に、議題1「宮城県地域防災計画（震災対策編）・（風水害等災害対策編）の見直しについて」及び関連がございますので、議題2の「宮城県防災会議地震対策等専門部会の設置について」併せて事務局から説明を求めたいと思います。

【説明】（佐藤危機対策課長）

危機対策課の佐藤と申します。座ってご説明させていただきます。

まず地域防災計画の修正等スケジュールということで、A4版横の右肩の上に資料1と記載がある配付してございます資料を見ていただきたいと思います。スケジュールの概要でございますが、冒頭、上仮屋部長のほうからも説明いただきましたように、地域防災計画は、震災対策編、風水害等災害対策編、原子力災害対策編、日本海溝特措法編の4編で構成されております。

今回は、その4編すべての見直しを行いますということと、それから、新たに東日本大震災検証・記録部会というものを設置させていただきまして、検証を後世に残す冊子を新たにまた作り始めます。そのための部会を設置することについて承認を求めようとするものでございます。

タイムスケジュール的にバラバラになりますが、概ね震災対策編・風水害等災害対策編につきましては、12月の末位までに原案を作成しまして、改めて幹事会にお諮りさせていただき、その後25年の1月に防災会議を開催し、地域防災計画（案）の承認をいただく予定で進めて行きたいと考えております。

それでは、議題1の宮城県地域防災計画、震災対策編及び風水害等対策編の見直しについてご説明申し上げます。

最初に震災対策編について説明させていただきますので、資料2のカラー刷りのものがございますが、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

震災対策編が作られましたのは、左手の中程に宮城県地域防災計画と記載がございますが、

平成16年の6月に作られております。各々17年6月には風水害等対策編が作られ、18年8月には日本海溝特措法編、20年7月に原子力災害対策編が作られたという状況になってございます。

宮城県の地域防災計画につきましては、このように4編に分かれており、災害を取り巻くさまざまな状況に対応するため、国による宮城県沖地震の長期評価、これは震災前の長期評価でございますけれども、そのようなものを受けながら、第三次地震被害想定調査を行いまして見直しを行ってきたという状況でございます。それから「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことによって、18年8月に日本海溝特措法編を作ったところであります。

そのような中で、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災でございますが、これは当初私どもが想定しておりました宮城県沖地震を遙かに上回るものとなりました。県として様々な災害対応を行ってきた訳でございますが、防災上の多くの課題が3月11日の東日本大震災を受け、また、その後に行動を取ったことによっていろいろな課題が見えてまいりました。物資の備蓄、被災地・避難所等への輸送、初期時の情報の収集・伝達、公共施設の安全対策等が明らかになったという状況でございます。

そのようなことから、現行の地域防災計画の中には、これらの要因等が含まれていないことから見直しを行うこととしたものであります。

震災後における国の動きとしましては、中央防災会議による「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会」による報告のほか、国の防災基本計画につきましては、昨年の12月に修正されておりますが、その段階で得られた検証を踏まえて見直され、現在もいろいろな修正を要するというところで検討が続けられておまして、24年、25年にかけて国でも見直し作業を行っている状況でございます。

また、津波による被害が甚大であったことなどから、「津波対策の推進に関する法律」や「津波防災地域づくりに関する法律」などの法整備も進められております。

今回の震災対策編の見直しに当たっては、これら国による検証・検討結果等を反映させるほか、県においても「6か月間の災害対応とその検証」を実施し、この検証結果によって得られた内容についても反映させることとしており、見直しによりまして、県・市町村・防災機関・県民が一丸となった震災対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に3頁をご覧ください。震災対策編見直しの概要でございますが、基本方針といたしましては、「東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進める。」としております。

具体的な見直し方針といたしまして、先ほど見直しの概要図でも説明いたしました、東日本大震災の主な特徴といたしまして「津波による被害が甚大」であったことや、これまで県としましては、15市町あるいは県内全域が被災することは考えてございませんでした。それが今回の場合は「被災地域が広大」であったことなどが挙げられておりますことから、これら震災から得られた教訓や課題などについて幅広く検討し、反映させて行きたいと考えております。

なお、国においては、さらに今年度にも防災基本計画の修正や災害対策基本法の改正などが計画されております。現在も引き続き様々な検討会が開催されていることから、これらの検

討・見直し結果についても、パラレルな状態で作業を進めながら、きるだけ今回の修正に反映させるものとし、年度後半に見直されるものについては、次年度以降の地域防災計画の見直しに反映させていくこととしております。

次の頁をご覧ください。構成面の見直しといたしましては、平成18年度に新たな法律の施行に伴い策定いたしました「日本海溝特措法編」につきまして、震災対策編からの引用部分が多いなどの理由によりまして、震災対策編の中の第5章津波対策がございましたけれども、津波対策の記述の中に盛り込んだ形で整理することとしております。

次の頁をご覧ください。内容面の見直しといたしましては、資料に記載のとおり、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」、「津波対策」等が主な項目となる予定でございます。

なお、下段の米印にも記載がございますが、具体的な内容・項目につきましては、別途設置を予定しております、地震対策等専門部会委員の意見等を伺いながら調整し、修正を行うこととしております。

修正スケジュールにつきましては、冒頭お話しいたしました資料1の震災対策編の部分をご覧いただければと思います。

基本的な作業の流れといたしましては、事務局が庁内関係課及び防災関係機関等への意見照会等を行いながら素案を作成し、後ほどご説明いたします専門部会の意見を踏まえた修正作業を何度か繰り返しながら、12月までに原案を作成する予定でございます。

引き続き7頁の「風水害等対策編の見直しについて」をご覧ください。

宮城県地域防災計画には震災対策編、風水害等災害対策編、日本海溝特措法編、原子力災害対策編がございますが、今回、二つ目の風水害等対策編の見直しについてご説明申し上げます。

風水害等災害対策編とは、雨・風・豪雨・雪崩・噴火等を入れ込んだ内容でございますが、こちらの見直しについてお話しさせていただきます。

現在の風水害等災害対策編は平成17年6月に修正をかけております。その後、国の防災基本計画の改訂が平成17年7月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者の避難支援等が盛り込まれ、平成20年2月、男女共同参画の視点を入れた防災対策等が盛り込まれ、平成23年12月には国民への防災意識の普及等の内容が盛り込まれております。これらの内容が現在の県の風水害編には盛り込まれていない部分がございますので、その内容を反映させていくと共に、その間に行われたさまざまな制度改正等も合わせて反映させることとしております。

また、今回、風水害編の中にも震災対策編が改訂されるのに伴い、連動した形で震災対策編との共通部分につきましても、整合性を図るために改訂させていただきたいと考えております。

次の頁をご覧ください。内容面の見直しといたしましては、資料に記載のとおりですが、震災対策編と共通以外の改訂部分といたしましては、「噴火情報・噴火警報について」「土砂災害警戒情報・竜巻注意情報について」などとなっております。

なお、風水害等災害対策編につきましては、時点修正等を主な見直し項目としていることから、専門部会は設置しないこととしており、その他のスケジュールにつきましては、基本的に震災対策編と同様に12月までに原案を作成し、先ほどお話ししました幹事会を経て防災会議に諮りたいと考えてございます。

以上が震災対策編，風水害等災害対策編の改訂をしようとする内容でございます。

次に議題2の宮城県防災会議地震対策等専門部会の設置についてご説明させていただきます。

資料3に基づきご説明させていただきます。

専門部会の設置につきましては，これまで，震災対策編の見直しに当たり，どの程度の被害ができるか，どれくらいの地震動が想定されるのかということを中心に被害想定調査を行い，被害想定調査に基づいて計画の修正ということを行ってきたところでございます。そのようなことから，調査方法や評価等に関する専門的事項の指導・助言をいただくために設置されてきたところでございます。

今回の専門部会では，被災市町におけるまちづくり計画が固まっていない状態にございます。ですから，津波がきても建物がないために，そのような状況の中で計画を作るとどのようなことになるかということもあるんですけども，まちづくりが決まっていく過程を踏まえていかないとその部分は難しい状況である部分ではあります。見直しを要するところ，これからまちづくりが行われると，また防災計画を直していかなければいけないという形でも作業は刻々とでてくるというような状況でございます。そのような観点から，学術的分野からは津波対策，地震学，地域計画分野の学識者を中心に選定させていただきます。ライフライン等関係機関，それから国の機関の方々などに委員をお願いしたいと考えております。

素案といたしましては，次の頁に記載のとおりでございます。

今後の専門部会開催計画ですが，第1回開催を6月に，第2回開催を9月に，第3回は12月に開催を予定しております。

このタイムスケジュールにつきましては，最初にお話ししました資料1に記載してございます。そういうことで，地域防災計画（震災対策編）の素案及び原案をご検討いただき，何回か繰り返してまいりたい。

次の頁をご覧ください。震災対策編見直しの流れのイメージを示したものでございます。事務局で国の動向，検証の内容等をまずたたき台で入れ込んだもので，これを関係する機関の方々にご意見をいただきながら修正し，修正案を専門部会の先生方のご指導・助言を受けながらさらに更新をしてよりよいものにしていきたいと考えております。

議題1及び議題2の説明につきましては，以上でございます。

【議長】（上仮屋総務部長）

事務局から説明をいただきました。

皆様から忌憚なく，ご質問，ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

<意見無し>

特によろしいでしょうか。

それでは，ご質問，ご意見等無いようですので，ただいま事務局から説明がありましたとおり，スケジュールは，資料1の形，見直しについては資料2の形，それから専門部会の設置につきましては，資料3の形で進めていくと言うことで幹事会の了承をされたものということでよろしいでしょうか。

<意見無し>

どうもありがとうございます。

続きまして、議題3に移らせていただきたいと思います。「宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について」それから、関連がございますので議題4「宮城県防災会議原子力災害対策専門部会の設置について」あわせて、事務局から説明をお願いいたします。

【説明】（高橋原子力安全対策課長）

原子力安全対策課の高橋と申します。座ってご説明させていただきます。

私の方からは議題3と4ということでございまして、併せてご説明させていただきます。説明資料としましては、お手元の資料の4と5ということになります。

その中で、資料1にございますスケジュール等々の原子力災害対策編、原子力防災部会のスケジュールのところ、現時点におきましては、例えば部会の立上げですとか、作業のスケジュール的なものが空欄となっております。この辺の理由等につきましても、資料4の説明の中で詳しく御説明したいと考えております。

まず、お手元の資料4をご覧ください。資料4、縦長のものでございます。

地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に係る趣旨でございます。現在、国におきまして、東京電力株式会社福島第一原子力発電所におきます原子力事故への対応とその教訓を踏まえまして、原子力規制の一元化のための原子力規制庁の発足を進めているところでございます。また、併せまして原子力災害対策特別措置法の改正であるとか、原子力防災指針等の改定の準備も今まさに進められているところでございます。

これらの改正・改定を受けまして、県と致しまして、地域防災計画の原子力災害対策編を修正することとしてございます。

先にご説明致しました種々の法等の改正等の時期につきましては、原子力規制庁の発足とともに示される予定である旨、国より説明を受けてございます。今のところ大変その作業が遅れてございます。

続きまして、これまでの原子力災害対策編の策定及び修正につきましてご説明いたします。

まず、県の原子力防災計画の策定につきましては、東北電力株式会社女川原子力発電所への対応と致しまして、昭和57年3月15日になりますけれども、県の防災会議で承認を受けてございます。またその運用を開始しているところでございます。その後、昭和59年6月1日より東北電力株式会社女川原子力発電所1号機が営業運転を開始しているところでございます。

この原子力防災計画でございますが、これまで2回修正を行ってきてございます。

まず、1回目につきましては、平成11年9月に茨城県東海村のウラン加工施設(株)JCO東海事業所で発生致しました臨界事故、こちらの教訓を踏まえまして、災害対策基本法の特別法なるものと致しまして、原子力災害対策特別措置法が施行されたことがまず1点目でございます。また、併せまして防災基本計画、これの修正等が行われたことによるものでございます。平成13年4月には全面修正を行ってきているところでございます。

2回目につきましては、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル、これの改正内容の反映と市町村合併等の反映のため、平成20年3月になりますけれども、一部修正を行って現在に至っております。

今回は3回目の修正ということになります。

続きまして、今回の主な修正の概要につきまして、簡単に御説明を申し上げます。原子力安全委員会というものが、国の方で内閣府に設置されてございます。その原子力安全委員会の方で本年の3月にとりまとめてございます原子力施設等の防災対策、いわゆる原子力防災指針の見直しに関する考え方につきまして提言が成されているところでございます。また、原子力災害対策特別措置法等の改正が行われる予定となっております。その提言の1つとしまして「防災対策を重点的に充実すべき地域」の範囲の拡大がございまして。今回の福島第一原発事故を踏まえまして、現在のEPZといわれている緊急時計画区域、これが8から10kmで現在設定されているわけでございますけれども、これをUPZといわれます緊急時防護措置区域、概ね30kmの範囲まで拡大される見込みでございまして。この提言によりまして、EPZ、緊急時計画区域につきましては、アメリカの原子力防災に関する考え方を取り入れたものでございましたけれども、今後は国際基準でございまして、IAEA、国際原子力機関、こちらの考え方であるUPZ、緊急時防護措置区域を取り入れることとなっております。

本県におきましては、概ね30kmまで範囲を拡大した場合でございまして、これまでの女川町、石巻市の1市1町からさらに関係自治体が増えまして、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町を加えました3市4町が対象となります。「防災対策を重点的に充実すべき地域」の範囲の決定につきましては、これらの対象市町と協議を進めることとなります。

また、PAZといわれております予防防護措置区域、概ね5kmも国際基準に基づきまして設定される見込みでございまして。このPAZにつきましては、ある一定事象が起きた場合に直ちに避難する区域となっております。この対象地域も今回の修正によりまして、定める必要がございまして。

これらのUPZ、併せましてPAZの範囲を決定致しまして、この地域の防災体制を重点的に整備していくこととなります。

次に防護措置実施の判断基準についてでございます。防護措置の実施にあたりましては、これまでは予測的な手法に基づく意思決定を行うこととしてございました。今後でございますけれども、事故の不確実性、急速に進展する事故の可能性、さらには国際基準等を踏まえまして、主として「緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準」、併せまして「環境における計測可能な判断基準」に基づきまして、迅速な判断ができるような意思決定手順を構築する予定となっております。この手順につきましては、地域防災計画の原子力災害対策編にも導入する必要があると国から説明を受けているところでございます。

また、被ばく医療のあり方につきましても修正を予定してございます。これは、福島第一原発事故の影響によりまして、原発に近い医療機関がその避難を余儀なくされたことから、緊急被ばく医療体制の再整備を行う必要がございまして。また、安定ヨウ素剤につきましても、過酷な事故が起きた場合等に備えまして、原発から5kmの範囲、PAZ、こちらの範囲の住民には事前配布が有効である旨の提言が原子力安全委員会よりなされております。安定ヨウ素剤の配備等につきまして、見直しが必要と考えているところでございます。

なお、これらの内容に関する原災法の改正につきましては、国の方針が決まったものから随時改正が行われることとなっております。地域防災計画の原子力災害対策編の修正もその都度行っていくこととなります。

次に県の防災会議原子力防災部会についてでございます。地域防災計画、原子力災害対策編の修正作業を行うに当たりまして、関係機関や専門的な分野の方々から御審議をいただく必要がありますことから、県防災会議原子力防災部会要綱に基づきまして、部会の設置について、併せて御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今回の原子力災害対策編の修正で「防災対策を重点的に充実すべき地域」の範囲を決定するに当たりましては、協議対象の市町が現在の2市町から7市町に増えますことから、この5市町及び消防等の関係機関も協議の場に参画できるよう、要綱を一部改正して対応していきたいと考えているところでございます。

この要綱改正案等につきましては、資料5を御覧願えればと思います。資料5の中の1ページから2ページは要綱の改正案、3ページから4ページにつきましては現在の要綱、さらに5ページから6ページにつきましては新旧の対照表となっております。

1ページ目の要綱改正案を御覧願います。要綱の3、部会の構成(1)のうち、その委員の数でございますけれども、8名から10名以内に、また、専門委員を10名以内から20名以内としております。2ページ目で別表の1及び別表の2におきまして対象者の職種を記載してございます。現段階では防災対策範囲の検討段階であること、また、種々の法律、防災指針等の改正内容によりましては新たに委員の就任をお願いする可能性もありますことから、今回増員を検討しておりますメンバーにつきましては、その他部会長が必要と認める者との表現とさせていただきます、柔軟に対応できるよう配慮するものでございます。

なお、現在の要綱でございますけれども、宮城県議会議員も専門委員となっております。県議会の方針におきまして、県付属機関の委員については例外なく辞退する旨の連絡を受けておりますことから、今回の改正におきまして、そのメンバーから外すものでございます。

また、県の組織改編によりまして、昨年9月12日、原子力安全対策室から、現在の原子力安全対策課になりましたため、要綱5の一部を改正するものでございます。

この要綱改正につきましても併せてご了解いただきますようお願い申し上げます。

最後に今後の修正スケジュールにつきまして説明をいたします。

今回の修正につきましては、原子力災害対策特別措置法の改正、また併せまして防災基本計画の修正、原子力防災指針の改定等に基づいて行うこととなります。

今回の原子力災害対策特別措置法の改正部分につきましては、改正法が示された後、半年以内に対応するよう国から指示を受けているところでございます。本来でありますれば、この原子力災害対策特別措置法の改正でございますけれども、この4月1日に新たな環境省の外局といたしまして、原子力規制庁の発足とともに施行される予定でございましたけれども、現在国におきまして原子力規制庁の設置法案の審議が進んでございません。こういった状況にあり、原子力災害対策特別措置法改正の時期も未定となっております。

しかしながら、地域防災計画の中の原子力災害対策編の修正につきましては、十分な協議を行う、そういう時間が必要であるというふうに考えております。早ければ、来月中にも原子力防災部会、これを設置させていただきまして、原子力安全委員会の提言を踏まえた審議、これを始めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

すいません。申し訳ございません。今の部会の修正のところ、抜けている点がございませ

た。資料5の修正後の別表1委員の欄でございますけれども、宮城県企画部長となっておりますけれども、こちらのミスでございます、震災復興・企画部長に訂正の程、お願いしたいと思っております。申し訳ございませんでした。

【議長】（上飯屋総務部長）

ご説明ありがとうございました。

それでは皆様から、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

<意見無し>

特によろしいでしょうか。

それでは、今、ご説明をいただきました資料4の「宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について」及び資料5の「宮城県防災会議原子力防災部会要綱（案）」につきましては、当幹事会議で了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

<意見無し>

どうもありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思っております。

続きまして、議題5のその他についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

【説明】（佐藤危機対策課長）

その他の事項としてご提案いたしますのは、お手元の方に配布してございます「東日本大震災一宮城県の6か月間の災害対応とその検証一」これをお作りしました。これだけで終わらせるわけにはいかないで、今後、その後6か月の歩みの中に防災関係機関の動きや県民の方々の動き等を入れ込んだものを、これから作成してまいります。それが、最初に配布しました資料1の中で一番右側に「東日本大震災検証・記録」、その中段に部会というふうに書いてございますけれども、このことについてお願いをしたいということでございます。

今回、宮城県の経験としての対応を明らかにして、また、検証することによって、本県における今後の大規模災害への体制強化を冊子等を編集しながら図るとともに、今後国内で発生するかもしれない大規模災害への備えや教訓として、日本全国の自治体の方により多く活用していただきたいということでまとめた訳でございますけれども、これを更にバージョンアップした形のものを作らなくてはいけない。ですから、今回の震災そのものは地層から一千年、あるいは文献から六百年と言われてきたわけですが、後世にどのようにしてこれを残すかという作業を始めるということでございます。

それは、県の災害対策本部の応急対策をはじめ、県内市町村及び県民の被災、災害対応等に関する課題等の検証を行うとともに、国、都道府県、ライフライン関係機関、ボランティア団体等の支援の状況等の把握を行い、これらの教訓を次世代に引き継ぐよう、このような記録集を県では3か年かけて実施して行きたいということでございます。

記録集の作成に当たっては、後世に残すべき記録の内容について検討するとともに、災害の概要や県及び市町村等の震災対応に係る検証を行いながら、指導・助言をいただくことを目的として「東日本大震災検証・記録専門部会」の設置をお願いしたいということでございます。

防災会議の部会の中に専門部会というものを設置させていただきまして、ご指導・ご助言をいただきながら、とりまとめを3か年かけてやって行きたいという内容でございます。

検証・記録専門部会の委員の任期につきましては、3か年の任期とさせていただきまして、

地震・津波分野，それから歴史資料の保存に関する分野，市町及びライフライン等関係機関の方々を今後選任させていただき，年2回程度の部会開催を予定して行きたい。

つきましては，資料6でいろいろと記載させていただいておりますけれども，その裏面にそのような部会を設置するための要綱（案）をご呈示させていただいております。そういう部会のご承認をいただきたいということと，それから委員はどうするんですかということにつきまして，これは，今，事務局の方でいろいろ考えさせていただいておりますので，この選任につきましては事務局の方をお願いをしたいと考えてございます。

なお，ご承認後，早急に検証に着手するとともに，次回の地域防災会議等において報告させていただくこととしたいと考えてございます。

なお，本日お集まりの関係機関の皆様におかれましては，県と同様にこのような冊子を取りまとめたとか，あるいは，今後においてまとめられる予定だとか，そのようなものも私の方にいただければ盛り込んだ形で進めていきたいと言うことで，お願いで申し訳ないのでございますが，危機対策課の方に1部なりご恵みいただきますようお願い申し上げます。

併せまして，本件の記録集の取りまとめにおいて，県内市町村，ライフライン関係機関等関係機関の皆様へ，今後の調査のお願いに上がることとなりますことをご協力方よろしくお願いしたいというふうな内容でございます。

以上が，私からの説明でございます。

【議長】（上仮屋総務部長）

ただ今の説明につきまして，皆様から，ご質問，ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

● **【質問】**（後藤宮城県震災復興・企画部次長）

東日本大震災検証・記録専門部会の設置と地震対策等専門部会の設置についてのスケジュール観や摺り合わせについて，検証があって対応策を見直すという流れになると思われるが，そのあたりの関係性をどう考えているのかお聞かせ願ひたい。

● **【回答】**（佐藤危機対策課長）

防災計画の見直しは国の動向を踏まえながら，あるいは6か月間の検証の中で得られたものについては入れ込んでいく。それから国の防災基本計画の見直しは24年，25年度と行われて行くという状況があり，宮城県の計画は本年中に修正した場合も，再度手直しをしないといけないという状況下にある。そのような中で，3か年の検証で新たに見えた検証というものにつきましては，地域防災計画の中に盛り込むこととしたい。

また，地域防災計画の下に大規模災害対応マニュアルなどを作っておりますので，マニュアルの中にも反映できるような形で，一つずつ潰していければと考えております。

【議長】（上仮屋総務部長）

他にございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

<意見無し>

それでは、ご意義がないようですので、ただ今、説明がありました「宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会の設置」ということにつきましては、当幹事会議において了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

<意見無し>

では、そのようにさせていただきたいと思います。

その他皆様から何かご発言ございましたら。

<意見無し>

特段事務局からはもうありませんね。

以上で予定されておりました議事をすべて終えましたので、ここで、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【司会】（千葉危機対策課副参事兼課長補佐）

それでは、つづきまして次第の4番「その他」についてでございますが、事務局からは特にございませんが、皆様のほうから何かございましたらお話しさせていただきたいと思います。

<意見無し>

それでは、特にないようですので、これをもちまして「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

以上